

バス運行管理業務の公募型プロポーザル方式募集要項

1 趣旨・目的

徳島県（以下「県」という。）が保有する中型バス「徳島200は35」（以下「バス」という。）の運行管理業務を、専門性を有する民間企業に一体的に委託することについて、次のとおり企画提案を募集する。

2 事業実施形態 委託事業（本事業に採択された事業者と徳島県の間で委託契約を締結）

3 募集対象事業

（1）委託業務名

バス運行管理業務

（2）委託業務の内容

次の業務を一体的に実施すること。

ア バス保管・点検・運行管理業務（保管、車両点検、修理、清掃、運行管理など固定的業務）

イ バス運行業務（運転、燃料給油など変動的業務）

※ 委託業務の詳細については、別添「バス運行管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとお

（3）委託業務の経費の配分

バス保管・点検・運行管理業務に係る経費が、全体の経費の45%を超えないこと。

（4）履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

（5）見積限度額

16,500千円（消費税及び地方消費税含む。）

4 委託契約の方法

（1）契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

（2）契約相手方の選定

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最優秀提案者を選定し、その提案書提出者を契約候補者とする。

5 応募者の参加資格

応募者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

（2）物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査を受け、「貸切バス」の参加資格を有する者であること。

（3）徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。

（4）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。

（5）暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。

（6）役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 暴力団の構成員等

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者であること。
- (10) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。
- (11) 徳島県内に本社又は支店を有する者であること。
- (12) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を得ていること。
- (13) 大型二種免許を有する2名以上の運転乗務員（受託者と直接的、恒常的な雇用関係の者）が常勤していること。
- (14) 労働安全衛生法に基づき、適正に運転乗務員の健康管理ができていること。

6 企画提案の参加・応募方法

(1) 提出書類、部数、及び提出期限

次の書類等を作成し、提出すること。

内 容	サイズ	部数	提出期限
ア 企画提案参加申込書（様式1） 【添付書類】 ・会社の概要が分かるパンフレット等 （ホームページの印刷物でも可）	A4判	1部	令和7年2月28日（金）
イ バス運行管理業務企画提案について（様式2） ウ バス運行管理業務企画提案書（様式3） エ 見積書（様式4） 【添付書類】 ・事業所の本社及び県内の営業所等の県税及び国税に未納がない旨の証明書 ・一般貸切旅客自動車運送事業の許可証の写し ・運転業務従事予定者（受託者と直接的、恒常的な雇用関係の者）の大型二種免許証の写し（2名以上） ・運行管理資格者証の写し（道路運送法第23条の2によるもの）※1年以上の実務経験を有する。	A4判	6部 （正本1部 副本5部）	令和7年3月7日（金）

(2) 参加申込書及び添付書類の提出期間

令和7年2月18日（火）から令和4年2月28日（金）午後5時まで（必着）とする。

(3) 企画提案書（見積書・添付書類含む。）の提出期間

令和7年3月3日（月）から令和7年3月7日（金）午後5時まで（必着）とする。

(4) 提出方法

持参（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。）によること。ただし、郵送による場合は書留郵便（「バス運行管理業務公募関係書類在中」と朱書きすること。）とすること。

(5) 提出先及び問合せ先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県企画総務部管財課 車両管理担当
電話番号 088-621-2065
ファクシミリ 088-621-2828
E-mail : kanzaiika@pref.tokushima.jp

7 応募に際しての留意事項

(1) 次のいずれかに該当する場合には、失格又は無効とする。

- ア 参加資格、提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
- イ 虚偽の内容が記載されている場合
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- エ 本要領及び仕様に適合しない場合
- オ その他不正な行為等があったと県が認めた場合

(2) その他

- ア 応募は1参加者につき1件とする。
- イ 書類の作成はA4縦版(片面印刷)横書きとし、フォントは11ポイント以上で作成すること。
なお、表・写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとすること。
- ウ 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- エ 企画提案書の作成、提出等応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- オ 提出された企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- カ 徳島県庁において企画提案書に係るヒアリングを実施する場合がある。
- キ 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- ク 選定されなかった企画提案書は、原則返却しない。
- ケ 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- コ 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定した者であるが、契約手続きを完了するまでは県と当法人等との契約関係を生じるものではない。
- サ 業務の実施に当たっては、関係各所と十分協議しながら事業を進めるものとする。
- シ 当要領及び仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

8 応募書類等に係る質問

(1) 質問の受付期限

令和7年2月25日(水)午後5時まで(必着)

(2) 質問書の提出方法

質問書(様式5)により行うものとし、6の(5)に示す提出先まで、電子メール又はファクシミリにより受け付ける。

なお、送信後に必ず電話で着信を確認すること。(土日祝日を除く午前10時から午後5時まで)

(3) 質問の内容

原則として、当該委託事業に係る条件や提案書提出手続きに関する事項に限るものとする。

(4) 質問に対する回答

ファクシミリ又は電子メールにより応募者全員に対して、令和7年2月28日(金)までに回答する。

9 審査及び結果通知

(1) 審査方法

徳島県が別に設置する審査委員会において、提出された企画提案書等の内容について、評価基準に基づき総合的に順位付けを行い、1位となった最優秀提案者を契約候補者に選定する。応募者が1者だった場合にも、評価基準に基づき総合的に評価し、契約候補者としての適否を判断する。

なお、審査結果によっては、いずれの応募者も契約候補者に選定しないことがある。

(2) 評価基準・配点 上記の評価点数

審査項目	審査事項	配点	評価	係数	得点	審査の観点
運行管理の円滑性 (配点：15点)	運行管理体制	5		x0.5		・ 運行管理者（道路運送法第23条の2による運行管理者資格者証の交付を受けている者）が営業所に常駐しているか。
	適正な車両管理	5		x0.5		・ 対応マニュアルや緊急連絡体制が整っているか。
	任意賠償保険の契約予定	5		x0.5		・ 日常的に車両の点検・清掃を行う体制が整っているか。
運転従事者の資質 (配点：15点)	運転従事者に対する管理体制	10		x1.0		・ アルコール検知器が備えられ有効に用いられているか。
	運転従事者への教育	5		x0.5		・ 安全運転、コンプライアンス等に対する教育がなされているか。
見積金額 (配点：70点)		70				見積金額に対する得点は、次式により算定する。 (少数点以下第1位四捨五入) 見積金額に対する得点 $= 70 \text{ 点} \times \text{最低見積金額} / \text{各提案者の見積金額}$
合 計		100				

基準	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
	10	8	6	4	2

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての応募者に対し、文書により通知する。

ただし、審査の経緯については、公表しない。

(4) 選定結果に対する異議申し立ては、受理しない。

10 日程

募集開始	令和7年2月18日（火）
参加申込書・添付書類の提出期限	令和7年2月28日（金）
質問受付	令和7年2月18日（火）～25日（火）
質問への回答	令和7年2月27日（木）～28日（金）
企画提案書の募集締切（提出期限）	令和7年3月7日（金）
審査結果通知	令和7年3月14日（金）
契約の締結	令和7年3月21日（金）
バス運行管理業務の開始	令和7年4月1日（火）

11 契約の締結

- (1) 審査委員会が選定した最優秀提案者を契約候補者とし、当該業務に係る随意契約の相手方とする。
- (2) 契約内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と契約候補者が協議を行い決定するものとし、協議が整った場合に契約を締結する。
- (3) 最優秀提案者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となったものを契約候補者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。

12 その他

この公募に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約であるため、当該契約に係る予算について議会の議決が得られなかった場合には、この公募を取り止めることがある。また、契約に至った場合において、翌年度以降、歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することがある。これにより契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を県に請求することができない。

バス運行管理業務仕様書

1 概要

徳島県が保有している次に記載のバス（以下「バス」という。）の運行管理業務は、この仕様書に基づき実施する。

【バスの概要】

車 名	日野メルファ	車両番号	徳島 200 は 35
初度登録年月	平成 15 年 3 月	定 員	29 名（正座席 22 名）
車両重量	7, 090 kg	排 気 量	7.96 リットル
車両寸法	長さ 8.45 m 幅 2.34 m 高さ 3.03 m		
走行距離	140, 425 km	その他	スタッドレス交換有り
車両保管場所	受託者車庫（屋根付き）		

2 基本的事項

（1）委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

（2）基本条件

ア 安全性及び信頼性を確保するという観点から、当該業務の受託者（以下「受託者」という。）は、以下の条件を全て満たしていること。

（ア）一般貸切旅客自動車運送事業の許可を得ていること。

（イ）大型自動車第二種免許を有する運転乗務員（受託者と直接的、恒常的な雇用関係の者）が、2 名以上常勤していること。

（ウ）労働安全衛生法に基づき、適正に運転乗務員の健康管理ができていること。

（エ）道路交通法に基づき、アルコールチェック体制ができていること。

イ 上記アの条件を満たしていることが確認できる書類を提出すること。

提出書類

① 一般貸切旅客自動車運送事業の許可証の写し

② 運転業務従事予定者（受託者と直接的、恒常的な雇用関係の者）の大型自動車第二種免許証の写し（2 名以上）

③ 受託者と直接、恒常的な雇用関係が確認できる書類

例：雇用保険の写し

3 委託業務の内容

（1）バス保管・点検・運行管理業務

ア バス保管業務

（ア）保管

バスの車両保管場所として風雨が当たらない屋根付き車庫を確保し保管すること。

（イ）その他

a 車検証記載事項変更事務に協力すること。

b 使用していないタイヤ（スタッドレスタイヤ又はノーマルタイヤ）6 本を適切に保管すること。

イ バス点検・清掃等業務

（ア）日常点検

- a バスの安全運行に必要な日常の整備点検を行い、いつでも安全で適切な運行ができるような状態を確保すること。

また、バスの運行業務日には、運行前及び運行後の点検を必ず実施し、点検簿を備え記録すること。

- b 日常点検時に不具合等を発見した場合は、速やかに徳島県管財課へ報告すること。

(イ) 清掃等

バスが清潔な状態を維持できるよう、必要に応じた車内清掃及び外装洗車を行うこと。

(ウ) その他

法定定期点検（3か月ごと）及び法定車両検査（継続検査）は、徳島県管財課が指定する自動車整備会社等へバスを搬送（往復）すること。

このとき、バス搬送経費以外の法定定期点検及び法定車両検査に要する経費（税金、点検費用及び部品代等）は、県が負担する。

なお、車体の軽微な修理、改修については県と受託者とが協議し、原則として委託業務の範囲内で実施する。

また、タイヤについては、6本を冬期前にスタッドレスタイヤに交換し、冬期後に、ノーマルタイヤに交換すること。（1年に2回交換）。

なお、交換時期は事業者において適切に判断すること。

ウ バス運行管理業務

(ア) 運行管理

バスの運行管理業務の内容は、「別紙1」に基づき実施すること。

また、委託者（徳島県）との連絡調整及び委託業務全体の遂行事務を担う者として「バス運行・管理責任者」を選定し、委託業務を円滑に履行すること。

(イ) 事故対応等業務

- a 交通事故発生時には、被害、加害を問わず、事故現場では責任ある対応を行うとともに、すみやかに県へ状況報告すること。

- b バスの自動車任意保険について、次の内容により受託者を契約者とする加入契約を締結するものとし、これに要した費用は委託の範囲内で受託者の負担とする。

なお、交通事故等発生に係る賠償等は、当該保険により解決を図ること。

【自動車任意保険契約内容の必須条件】

- ・ 対人賠償保険 無制限（金額及び人数）
- ・ 対物賠償保険 無制限（金額及び対象物）
- ・ 一般車両保険 400万円以上
- ・ 人身傷害保険 1名につき2億円

(ウ) 代替車両の配車

当該車両が法定点検等又は故障、事故等により使用できない時は、同程度の代替車両を配車することとし、代替車両の運用は上記（イ）に準じること。

エ バス保管・点検・運行管理業務（固定的業務）の支払い

バス保管・点検・運行管理業務にかかる費用合計額の36分の1の額（1円未満の端数が生じた場合は初回支払月で繰上処理する。）を月額委託料とし、受託者からの請求により支払うものとする。

(2) バス運行業務

ア バス運転業務

(ア) バス運転

バスに運転手を乗務させ、バス運行・管理責任者が作成したバス個別行程表（様式第4号）に基づき、バス運転を行うこと。

なお、運行は原則として徳島県庁を発着地とし、目的地は県内全域とするが、県外もありうる。

(イ) 運転日数（目安）

年間約60日（走行距離 約8,000キロメートル）

なお、運転日数（走行距離）は、令和６年度のバス運転実績見込みを参考とした目安であり、運転日数を保証するものではない。

（ウ）基本運転時間

１日当たり８時間を基本運転時間とし、バス運転料のベース額として算定する。

（エ）運転業務時間の取扱い

バス運転業務の開始時刻は、利用者が乗車を開始した時刻とし、終了時刻は利用者が利用を終えて降車した時刻とする。

なお、宿泊を要する運転業務の終了時刻は、宿泊先駐車場にバスを停車した時刻とし、宿泊先での拘束時間は運転業務時間に含めないものとする。

（オ）運転体制

- ａ 労働基準法、道路運送車両法及び道路交通法等関係法令を遵守し、安全なバス運行業務が遂行できる体制を組むこと。
- ｂ １日当たりのバス運行距離が、４００キロメートル以上と見込まれる場合は、２名のバス運転手を乗務させること。この場合、バス運転料は、基本運行時間の２倍を適用する。
- ｃ 運行業務中における緊急時の対応が迅速に行える連絡体制を確保すること。

イ バス運転付随業務

（ア）燃料の給油

運行行程を勘案し、適切な燃料給油を行うこと。

（イ）駐車料金、有料道路通行料の支払

運転業務に付随した目的地等の駐車場使用料、有料道路通行料の支払を行うこと。

（ウ）運転手の宿泊

宿泊を伴う運転業務は、運転手を当該宿泊先において宿泊させること。

ウ バス運行業務（変動業務）の算定

（ア）バス運転業務の算定方法

- ａ 委託者及び受託者の合意による基本運転時間（１日当たり８時間）のバス運転料を基本ベース額とする（ただし、昼休憩時間（１時間相当）は含まない。）。
- ｂ １日当たりのバス運転実績が、４時間未満の場合は、基本ベース額の２分の１の額を適用する（ただし、昼休憩時間（１時間相当）を挟む場合は、その時間は含まない。）。
- ｃ １日当たりのバス運転実績が、４時間以上８時間以内の場合は、基本ベース額を適用する。
- ｄ １日当たりのバス運転実績が、８時間を超えた場合における超過時間の算定方法は、基本ベース額を８で除して得られる時間単価に、１．５を乗じた額（１円未満切捨て）を超過時間の時間単価とする。

なお、１時間未満の端数が生じた場合は、１月単位で集計し、その端数が３０分未満は切り捨て、３０分以上は１時間に切り上げるものとする。

- ｅ バス運行を前日又は当日に緊急に中止する場合は、上記ｂの算定方法を適用する。

（イ）バス運転付随業務の算定方法

上記「イ バス運転付随業務」に要した経費（実費）とする。

なお、運転手の宿泊代には、夕食代、朝食代、税・サービス料が含まれていても差し支えない。

ただし、夕食代は２，０００円（税・サービス料を除く。）、朝食代は１，０００円（税・サービス料を除く。）を上限額とする。

また、昼食代は費用に含まないものとする。

エ バス運行業務（変動業務）の支払

受託者は、毎月の委託業務完了報告書（様式第６号）に、バス運行業務の実績内容を記入するとともに、実費支払の領収書等も添付すること。

委託者はこれを受けて検査、確認し、委託業務完了承認書（様式第７号）の交付後、受託者からの請

求により支払うものとする。

4 その他留意事項

(1) バス運転業務に従事する運転者

ア 過去3年以内に故意又は重大な過失に基づく交通事故による処罰を受けたことのない者

イ 大型自動車第二種免許を保有し、大型自動車の運転経験年数が1年以上ある者

ウ 受託者は、委託業務契約締結後、上述のア及びイに該当する2名以上のバス運転予定者を選定し、バス運転者選定通知書（様式第2号）を提出すること。

なお、運転予定者を変更する場合についても、事前に同様の通知書を提出すること。

(2) 感染症対策の実施

車内の清拭消毒の実施、乗客用の手指消毒液の設置、車内の換気の実施、運転手の健康チェック・マスクの着用等を徹底すること。

(3) バスの使用

受託者は、委託業務以外でバスを使用してはならない。

【経費負担整理表】

	徳島県	受託者
項目	・ 法定定期点検、法定車両検査（検査に係る部品（エンジンオイル、タイヤ、フィルター類）代含む。） ・ 「バス運行業務」の「バス運転付随業務」に係る経費 ・ ETCの使用料	・ 県負担を除く、「バス保管・点検・運行管理業務」の一切 ・ 「バス運行業務」の「バス運転業務」に係る経費 ・ バス保管・運行の際に生じた車体の損傷部分の修復や破損部品の交換 ・ 車体に付随する消耗品類 ・ スタッドレスタイヤへの交換